

随意契約をすることができる場合に 該当することの説明書

(建設業許可等電子申請手数料の代理納付業務)

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p style="text-align: center;">今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>国土交通省指定の収納代行業者に収納事務を委託することにより、岐阜県知事許可対象となる建設業者はインターネットバンキングを通じた手数料の納付が可能となる。</p> <p>このことは、地方自治法施行令第158条に規定する「収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合」に該当し、申請者の事務負担を軽減し、建設業者等の生産性の向上を図るものである。</p> <p>建設業許可・経営事項審査等の申請手続きの電子化に伴う同申請手数料の収納に関して、地方自治法施行令第158条第1項の規定により、国土交通省指定の収納代行業者に「指定納付受託者」として、収納の事務を委託することができる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>国土交通省指定の収納代行業者である株式会社エフレジ、ウェルネット株式会社より指定納付受託者制度による契約書(案)の提示がなされており、ともに指定納付受託者として対応することが可能。また、この2者以外の者は、建設業許可等電子申請システムに係る手数料の収納代行業者となることができない。</p> <p>この委託に当たっては、あらかじめ示された契約条件等により算定された費用対効果比較等を踏まえ、岐阜県会計規則取扱要領第26条関係の規定に基づき、株式会社エフレジを指定納付受託者として出納管理課長と合議済みとなる。</p> <p>このため、歳入等の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者である株式会社エフレジを指定納付受託者として、手数料の納付に関する事務を委託する。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる

